

平成24年9月19日

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ/パトナム・高金利通貨ファンド」信託約款変更（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ/パトナム・高金利通貨ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)、および当ファンドの実質的な運用を行っている親投資信託である「ニッセイ/パトナム・高金利通貨マザーファンド」につきまして、信託約款の変更を予定していることをお知らせいたします。

マザーファンドの運用については、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(以下、「パトナム社」といいます。)に運用指図に関する権限を委託しておりますが、このたび、弊社による自社運用へと変更を検討しております。

なお、本件信託約款変更は、平成24年9月19日時点の受益者の皆様を対象に、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。

何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している信託約款の変更理由および変更内容

当ファンドの運用については、パトナム社に運用指図に関する権限を委託しているマザーファンドを通じて、相対的に金利水準の高い6通貨を選定し、各通貨建ての高格付の短期債券等に投資を行っております。今般、当ファンドについては、弊社において運用した場合にも、同様の運用方針、運用プロセスで安定的な運用が可能であると判断いたしました。これにより、当ファンドの管理の一層の効率化がはかられ、委託会社の信託報酬率の引下げが可能となると判断したことから、パトナム社への運用委託を終了し、自社運用を行うこととさせていただきたく存じます。

パトナム社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、弊社による自社運用とすることにもない、当ファンドおよびマザーファンドの信託約款に記載されている委託に関する条項を削除するとともに、当ファンド名を「ニッセイ高金利通貨ファンド」に変更するなど、所要の変更を行う予定です。また、当ファンドの信託報酬を年率0.945%(税抜0.9%)から年率0.0525%(税抜0.05%)引下げ、年率0.8925%(税抜0.85%)とする予定です。

2. 書面による決議の日程

議決権行使期間	平成24年9月19日から平成24年10月12日まで
書面による決議の日(信託約款変更可否決定日)	平成24年10月16日
信託約款変更の効力発生日(予定)	平成24年11月19日

本決議は、議決権を行使できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成を得た場合に可決されます。その場合、予定通り本件信託約款変更を行います。

以上